

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	池田市固定資産税関係事務評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

池田市長

公表日

令和7年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の概要	地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税(本評価書では、以後「固定資産税」と称す)である。 納税義務者は、賦課期日に固定資産を所有する者となる。固定資産の所有者とは、土地または家屋については登記簿または土地補充課税台帳もしくは家屋補充台帳に所有者として登記または登録されている者であり、償却資産については償却資産課税台帳に所有者として登録されている者である。(地方税法第343条) 税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録することとなり(地方税法第403条第1項)、その課税標準に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。 課税標準価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。課税標準は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。 当市においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。 ②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方電子化協議会を経由し、受領する。(地方税法第383条 等) ③固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条 等) ④天災による固定資産税の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産税の減免を行う。(地方税法第367条 等) ⑤固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書を交付する。(地方税法第382条の3) ⑥決定された固定資産の価格等を納税者の縦覧に供する。(地方税法第416条) ⑦価格に関する審査の申出の受付を行う。(地方税法第432条) ⑧納税者が納付書等により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書等により確認する。 ⑨納付額が課税額より多い場合は過納額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。 ⑩納税者からの納税証明書交付申請書の受け付け確認を行う。 ⑪⑩にかかる納税証明書を納税者に交付する。 ⑫納税者からの納付がない場合や納税額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑬督促した納税者から納付が無い場合や、納税額が課税額より少ない場合は滞納整理を行う。
③システムの名称	固定資産税システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項 ・池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項 別表第1(改正予定)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]

②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項及び情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 課税課、納税課、債権回収センター
②所属長の役職名	課長、所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	池田市総合政策部広報広聴課 大阪府池田市城南1丁目1番1号 072-752-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	池田市総務部課税課、納税課、債権回収センター 大阪府池田市城南1丁目1番1号 072-752-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		

7. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。 委託先においては、建物及びサーバ室の入口でチェックを行い、サーバの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバを設置していると同時に、不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザのシステム上で利用可能な機能を制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 情報セキュリティ事故防止を目的とし、委託事業者が再委託先に「秘密情報管理実施要領」を遵守させている。 職員については、個人情報保護に関する教育、指導を行っている。 委託業者については、個人情報保護に関する教育を行った上で業務に取り組むよう指導している。 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託先においては、建物及びサーバ室の入口でチェックを行い、サーバの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバを設置していると同時に、不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザのシステム上で利用可能な機能を制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 情報セキュリティ事故防止を目的とし、委託事業者が再委託先に「秘密情報管理実施要領」を遵守させており、個人情報保護に関する教育を行った上で業務に取り組むよう指導している。	